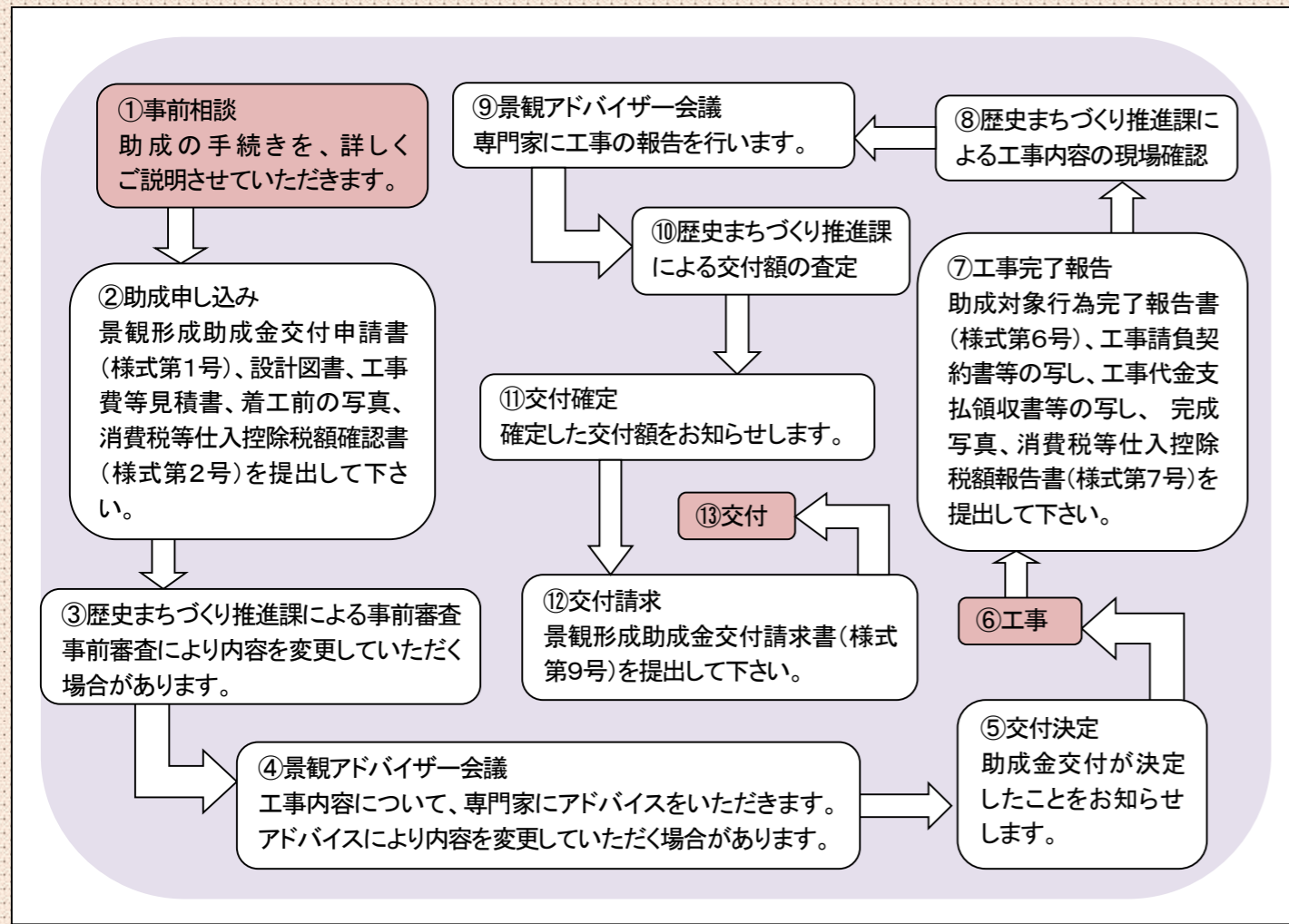


助成金申請の流れ



注意事項

1. 景観計画に関する指導を受けている物件、事業者は応募できません。
2. すでに工事に着手している物件、工事が完了している物件は、対象外となります。
3. 助成金交付までには、上記による審査・手続きが必要になります。交付までの期間に余裕をもって計画して下さい。
4. 助成を受けた物件について、工事前・工事後の写真を、事例紹介としてパンフレット等に掲載させていただきます。

お問い合わせ

宇治市都市整備部 歴史まちづくり推進課 景観係
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地
TEL 0774(22)3141
FAX 0774(21)0409
E-mail rekimachi@city.uji.kyoto.jp

景観形成助成制度のご案内



宇治市では、平成20年4月に景観計画を策定し、市内全域を対象に快適でうるおいのある景観づくりをすすめています。

このたび、「景観計画重点区域」内において、建築物や門・塀などのデザイン、色、材料などを周囲に調和するように整えて、地域のまちなみをより良くする工事を対象に助成を開始します。

宇 治 市

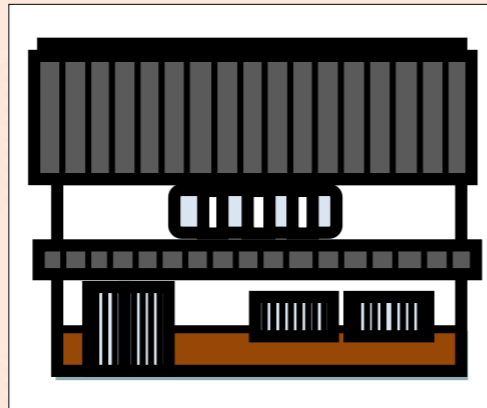
建築物の新築・改修工事

宇治市では、建築物の新築の際には、それぞれの地域に応じた景観に配慮したものとしていただくよう、意匠や色彩などに関して誘導基準を定めています。それら誘導基準を守っていただいた上で、更に景観に配慮・工夫された工事に対して助成を行います。

建築物の新築

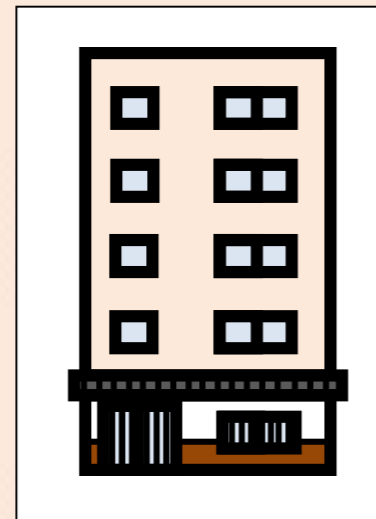
- ・現在のまちなみの壁面線、軒線に揃える。
- ・1階部分に通り庇を設ける。
- ・外壁は板貼、漆喰塗、土塗壁、もしくはそれらに見える仕上げとする。
- ・軒裏は木材による化粧仕上げとする。
- ・駐車場は建物の中に収納する。
- ・室外機には、木製の格子を取り付ける。

など、全ての景観形成助成基準を満たす新築工事。



建築物の改修

- ・既存の鉄筋コンクリート造、鉄骨造等のビルの1・2階を、木造建築物風に改修する工事。
- ・改造されてしまっている木造建築物を、建築当初の姿に戻す工事。
- ・増築・改修工事の際に、工事部分を景観形成助成基準に適合させる工事。
- ・上記以外の工事のうち良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる工事。



景観重要建造物の修繕・改良工事

まちなみの景観形成上、特にシンボルとなる建造物で、宇治市の指定を受けたものを「景観重要建造物」と呼びます。指定を受けると、大幅な外観変更は規制され、修繕に関しては宇治市と協議をしながら現状を保持していくこととなりますが、税制の優遇措置や、助成額UP等の特典もあります。

屋外広告物の除却・新設工事

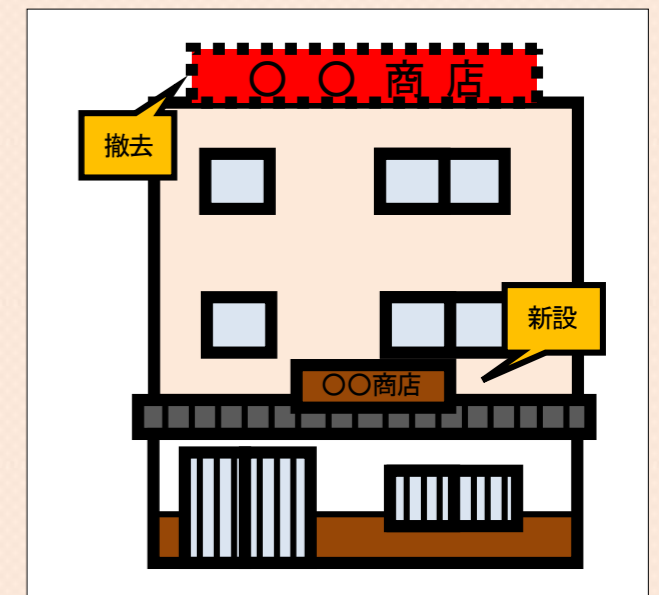
まちなみの景観形成には、建築物や工作物だけでなく、屋外広告物(会社や商店の名前や場所を示すものなど、皆さんの目に触れる看板全てを指します。)も、大きな影響を与えます。現在、掲出されている広告物を減らしたり、景観に配慮した、優れたデザインの広告物への付け替え・新設の工事に対して助成します。

広告物の除却

- ・現在掲出されている広告物の撤去工事。

広告物の新設

- ・広告物の新設工事(必要最小限の広告物で、景観の向上のためにデザインについて特に工夫された広告物に限る)。



工作物の新設・改修工事

美しい景観、まちなみを保全していくには、建築物だけではなく、道路に面した工作物(門・塀・擁壁・生垣などのこと)も景観に配慮する必要があります。門や塀を設けてまちなみの軒線を整えたり、駐車場の目隠しをしたりする工事に対して助成を行います。

工作物の新設

- ・和風のデザインとする。
 - ・現在のまちなみの壁面線、通り庇と連続性をもたせる。
- などの、景観形成助成基準を満たす工作物の新設工事。

工作物の改修

- ・増設・改修工事の際に、工事部分を景観形成助成基準に適合させる工事。

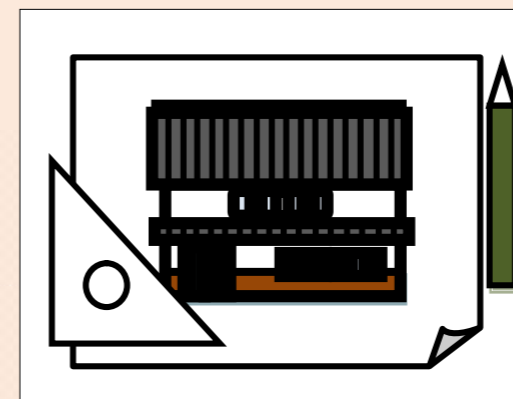
・左記以外の工事のうち良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる工事。



その他

設計費

景観に配慮・工夫された工事に係る設計費。



設備機器の目隠し等

- ・室外機を木製格子等で目隠しする工事。
- ・自動販売機を景観に配慮した特別なデザインとなるよう工夫する工事。

